

○内閣府令第 号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の読替え)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二十
二号 特定利用地
域型保育を

特定特定利用地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。)第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。)を除く。)を利用地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。)第十二

改正前

(国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十条第二項の内閣府令で定める方法)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

<p>第三十九條 第二項</p>		<p>第三十七條第 二項</p>	
<p>総数が</p>	<p>、満一歳</p>	<p>、 保育事業を 行う事業所 にあつては</p>	
<p>総数（特区法第十二條の四第四項の 規定により読み替えて適用する法第 二十九條第一項に規定する国家戦略 特別区域特定小規模保育事業者（以</p>	<p>定めるものとする。この場合におい て、同号に掲げる小学校就学前子ど もに係る利用定員については、満一 歳</p>	<p>は 所内保育事業を行う事業所にあつて は 前子どもに係る利用定員とし、事業 所内保育事業を行う事業所にあつて は 小学校就学前子どもに係る利用定員 及び同項第三号に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員とし、事業 所内保育事業を行う事業所にあつて は</p>	<p>條の四第四項の規定により読み替え て適用する法第二十九條第一項に規 定する特定満三歳以上保育認定地域 型保育をいう。）を除く。）を</p>

<p>第四十条第一項</p>	
<p>法第五十四条第一項</p>	<p>総数を</p>
<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項</p>	<p>下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どものごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども（総数）が</p> <p>総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を</p>

<p>第四十条第二項</p>	<p>支給認定子ども</p>	<p>支給認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）を含む。）</p>
<p>第四十二条第一項</p>	<p>事項</p>	<p>事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）</p>
<p>第四十二条第四項</p>	<p>特定地域型保育事業者</p>	<p>特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）</p>
<p>第五十一条第二項</p>	<p>場合にあっては当該特定利用地域型保育</p>	<p>場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>

	<p>第三十七条 第二項</p>	<p>内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>
<p>第五十二条 第二項</p>	<p>支給認定子ども</p>	<p>支給認定子ども（特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定満三歳以上保育認定地域型保育の対象となる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）</p>
<p>第三十七条 第二項</p>	<p>内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>	

2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十六条</p>	<p>法第二十九条 条第二項の</p>	<p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」とい</p>
--------------	-------------------------	--

	第三十九条	第三十九条 第七号
規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育	法第四十三条第一項	小学校就学前子どもの数
う。第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項	小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども

第三十九条 第十三号		第四十条第 四号
法第四十五 条第二項の 規定により 満三歳未満 保育認定子 ども		小学校就学 前子どもの 数
もの区分)ごとの利用する小学校就 学前子どもの数)	特区法第十二条の四第四項の規定に より読み替えて適用する法第四十五 条第二項の規定により満三歳未満保 育認定子ども及び満三歳以上保育認 定子ども(特区法第十二条の四第四 項の規定により読み替えて適用する 法第二十九条第一項に規定する満三 歳以上保育認定子どもをいう。以下 同じ。)	小学校就学前子どもの数(国家戦略 特別区域小規模保育事業を行う地域 型保育事業所にあつては、法第十九 条第一項第二号及び第三号に掲げる 小学校就学前子どもの区分(同号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に あつては、満一歳に満たない小学校 就学前子ども及び満一歳以上の小学 校就学前子どもの区分)ごとの利用 する小学校就学前子どもの数)

第四十一条 第三項	区分	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）
第五十七条 第二項第一号	満三歳以上保育認定子ども（令第四十条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ）。	満三歳以上保育認定子ども

（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用す

（国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則

る特定非営利活動促進法第十条第二項の内閣府令で定める方法)

第二条 法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

の読替え)

第二条 法第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第二十 二号</p>	<p>特定利用地 域型保育を</p>	<p>特定特定利用地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。))第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。)を除く。) (特定満三歳以上保育認定地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。))第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。)を除く。))を</p>
<p>第三十七条第</p>	<p>(事業所内</p>	<p>(特区法第十二条の四第一項に規定する</p>

<p style="text-align: center;">二項</p>	<p>保育事業を行う事業所 にあつては、</p>	<p>国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては</p>
<p style="text-align: center;">第三十九条 第二項</p>	<p style="text-align: center;">総数が 満一歳</p>	<p>定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳</p>
<p>総数（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る支給認定</p>		

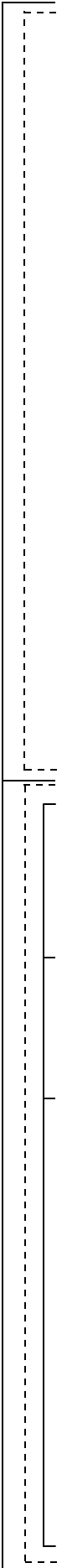
<p>第四十二条 第一項</p>	<p>第四十条第 二項</p>	<p>第四十条第 一項</p>	<p>総数を</p>	
<p>事項</p> <p>事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二</p>	<p>支給認定子ども</p> <p>支給認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）を含む。）</p>	<p>法第五十四条第一項</p> <p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項</p>	<p>総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあっては、当該区分に应ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九條第一項の確認において定められた利用定員の総数）を</p>	<p>子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子どもの総数）が</p>

第四十二條 第四項	特定地域型 保育事業者	号に掲げる事項） 特定地域型保育事業者（満三歳以上の各 年齢の定員を設定する国家戦略特別区域 特定小規模保育事業者を除く。）
第五十一條 第二項	場合にあっては当該特 定利用地域 型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型 保育を提供する場合にあっては、当該特 定利用地域型保育又は当該特定満三歳以 上保育認定地域型保育
第三十七條 第二項	第三十七條 第二項	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則 （平成二十七年内閣府令第四十九号）第 二条第一項の規定により読み替えて適用 する第三十七條第二項
第五十二條 第二項	支給認定子 ども	支給認定子ども（特定満三歳以上保育認 定地域型保育を提供する場合にあっては 、当該特定満三歳以上保育認定地域型保 育の対象となる同号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもを含 む。）
第三十七條	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則	

	第二項	<p>第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>
<p>2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>第二十六条</p>	<p>法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育</p>	<p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>
<p>第三十九条</p>	<p>法第四十三条第一項</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項</p>
<p>第三十九条第七号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別</p>

	<p>第三十九条 第十三号</p>	
<p>第四十条第 四号</p>	<p>法第四十五 条第二項の 規定により 満三歳未満 保育認定子 ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）</p>
<p>小学校就学 前子どもの 数</p>	<p>小学校就学 前子どもの 数</p>	<p>「区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）</p> <p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子</p>

	<p>第四十一条 区分</p>	<p>どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども(の区分)ごとの利用する小学校就学前子ども(の数)</p>
<p>第三項</p>	<p>区分</p>	<p>区分(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども(の区分)に掲げる小学校就学前子ども(の区分)にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども(の区分)</p>
<p>第五十七条 第二項第一号</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども(令第四條第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ)</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども</p>



附 則

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。